

校則を用いた法教育の研究と実践

——ルールづくりを学ぶ素材として——

福本 知行（金沢大学法学系）

金子 朋矢（金沢大学法学類〔学生〕）

現在、中学生や高校生のみならず、多くの人々の間で、「法」というものに対して規制・束縛するもの、疎遠なものという意識が広く浸透しているように思われる。しかしながら、「法」はそのような意識とは真逆の性質を有するものである。法は人々の自由や権利を最大限保障するために存在するものであり、民主主義の下では国民全員で作成するものであるから疎遠なものではない。このような問題意識から本教材作成の着想に至った。また、同時に「法」を身近なものとしてとらえて、主体的に法の形成に携わることを容易にするためには、どのような観点から「法」を考えるべきなのか、どのような法が適正なものなのかについても広く周知させる必要があるのではないかと考えた。

以上のような課題をもとに、中高生に向けて行う法教育の教材をどのように作成するのがいいのかについて考えたところ、彼等にとってもっとも親近感のある規範は「校則」であるという結論に至った。校則は法の専門家が作成するものではなく、学校の教職員が作成するものであるため、法的な観点から考えると違和感のある内容の校則が多いように思われる。そして、多くの中高生が校則に対して疑問を持ったことがあると考えられるため、そのような身近な規範を題材にすることは非常に効果的であると考えた。また、近年では校則にかかわる諸問題がメディアで取り上げられることも多いため、十分な話題性もあると言え、社会的にも校則に対する問題提起は意味のあるものであると考えたのも理由の一つである。

教材の内容としては、架空の校則を制定・改廃する作業をメインの活動として位置づけ、その作業の際に「自由と自由の衝突を調整する機能」を法が有していること、法により「自由と規制の対立」をうむこと、「適正な手続」に基づいて法が執行されなければならないことの3つの重要な判断基準を用いることを意識させた。このような授業を通して法に対する意識の改革を目指し、適正な内容の法がどういうものなのかについて理解させようと考えた。

このような校則を素材とした法教育を通して、実際の学校に存在する校則についてももう一度考えることを促し、特別活動などのより実践的な教育の場で生徒参加型の校則の制定・改廃がより多く実施されることが望ましいと考えている。また、その際には本教材で取り上げた、3つの判断基準等を用いて、感覚・感情論によらずに理論的な議論を経た校則が作成されることが理想であると考えている。